

○多賀町若者定住支援事業助成金交付要綱

平成23年3月25日要綱第7号

改正

平成23年6月2日要綱第11号

平成24年5月25日要綱第11号

平成26年7月30日要綱第16号

平成28年10月7日要綱第30号

令和元年12月24日要綱第10号

令和4年12月19日要綱第47号

令和5年3月27日要綱第22号

令和5年5月22日要綱第36号

令和7年2月3日要綱第8号

多賀町若者定住支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、次世代を担う若者が多賀町に定住するための支援を行うことによって、人口の減少に歯止めをかけ、活気あふれるまちづくりの実現を目的に、定住の意思を持って本町に住宅を取得し、または多世代同居をした若者等に対して、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、多賀町補助金等交付規則（昭和63年多賀町規則第12号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 年齢18歳以上40歳未満の者をいう。
- (2) 若者世帯 夫もしくは妻のいずれか一方が若者である夫婦世帯または中学生以下の子を扶養する世帯をいう。
- (3) 定住 本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本町に有することをいう。
- (4) 住宅 本町において専ら居住の用に供し、玄関、居室、便所、風呂、台所等を備

え、自ら居住するために所有する家屋（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含む。）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するものおよび賃貸、販売等営利を目的とするものは除く。

- (5) 多世代同居 若者世帯およびその親が一つの住宅において居住することをいう。
- (6) 新築 本町に新たに住宅を建築すること、または建売住宅を購入することをいう。
- (7) 増築 既存住宅の居住部分の床面積を増加させることをいう。
- (8) 建替え 既存住宅を取り壊し、同一の土地に新たに住宅を建築することをいう。
- (9) 取得 対価を伴い獲得することをいう。
- (10) 町内建築業者 町内に事業所を有する法人または町内の個人事業者をいう。

（事業）

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 若者新築等住宅取得支援事業
- (2) 若者世帯多世代同居支援事業

2 前項に掲げる事業の内容および対象者等については、別表第1に定める。

（交付の要件）

第4条 助成金の交付を受けるためには、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 対象者および対象住宅に居住する同一世帯の者が、本町に5年以上定住することを誓約すること。
- (2) 対象住宅が所在する自治会に加入し、地域行事等に積極的に参加できる者であること。
- (3) 対象住宅の所有者および納税義務者であること。ただし、所有が共有名義である場合は、持ち分を有していること。
- (4) 対象者および対象住宅に居住する同一世帯の者に町税および使用料に滞納がないこと。

（助成金の交付額）

第5条 助成金の交付額は、対象住宅に課税される固定資産税に相当する額とし、当該年度に納付すべき固定資産税の額を上限とする。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の6による軽減を受ける住宅については軽減適用後の額とする。

- 2 前項に定める交付額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 第1項に定める助成金の1年度当たりの交付限度額は、100,000円とする。
- 4 助成金の交付の期間（以下「支給期間」という。）は、対象者を納税義務者として対象住宅に対する固定資産税が初めて賦課された年度から起算して3年間とする。ただし、やむを得ない事情により、支給期間に助成金の交付申請を行えないと町長が認める場合は、この限りでない。
- 5 前項ただし書により、支給期間の各年度を経過した後に交付する場合（以下「遡及交付」という。）は、第1項の規定にかかわらず経過した支給期間の各年度に納付された固定資産税を合算した金額を支給対象とするものとする。この場合において、遡及交付を行う助成金の合算額は第3項の規定を適用しないものとする。

（交付額の割増）

第6条 対象住宅の新築、増築または建替工事を町内建築業者が元請で行った場合には、対象者に対し最初の申請年度に限り前条第1項に規定する額に100,000円を加算した額を交付する。ただし、中古住宅を除くものとする。

（助成金の申請および申請時期等）

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、各課税年度の固定資産税を完納した日から同年度の3月31日までに多賀町若者定住支援事業助成金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え町長に提出しなければならない。ただし、2年目以後の申請時には第2号から第4号の書類の添付を省略することができるものとする。

- (1) 固定資産税課税明細書の写し（申請年度のもの）
 - (2) 自治会加入証明書（別記様式第2号）
 - (3) 対象住宅の工事請負契約書の写しまたは住宅売買契約書の写し
 - (4) 配置図および建物平面図（面積、間取り等の分かる書類）
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の書類の提出により規則第12条に規定する実績報告があったものとみなす。
 - 3 選及交付を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、町長が定める日までに第1項各号に掲げる書類を添え町長に提出しなければならない。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、申請者が電子情報処理組織を使用して申請を行った場合

は、同項に規定する様式で提出されたものとみなす。この場合において、申請者は、その氏名および連絡先を明示することで電子署名および電子証明書の添付を省略することができるものとする。

(助成金の交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書の内容を審査し、助成金を交付することが適當と認めるときは、多賀町若者定住支援事業助成金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に助成金交付の決定を通知するものとする。この場合において、規則第13条に規定する額の確定通知をしたものとみなす。

2 町長は、申請者が前条に係る処分通知を書面等で受け取ることを求めたときを除き、当該処分通知を電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条に規定する通知を受けた者は、多賀町若者定住支援事業助成金交付請求書（別記様式第4号）により交付の請求をしなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、助成金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは多賀町若者世帯定住支援事業助成金交付決定取消通知および返還命令書（別記様式第5号）により助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、別表第2に定める金額の返還を命じることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときを除くものとする。

- (1) 交付の決定を受けた日から5年未満に転出または転居をし、対象住宅に住む者がいなくなったとき。
- (2) 交付の決定を受けた日から5年未満に対象住宅を取壊し、貸与または売却したとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により交付の決定を受けたとき。
- (4) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (5) その他町長が不適当と認めたとき。

(権利の継承)

第11条 第8条の規定により助成金の交付の決定を受けた者が死亡したときは、引き続き居住する同一世帯の者が権利を継承できるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。

付 則（平成23年6月2日要綱第11号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則（平成24年5月25日要綱第11号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

付 則（平成26年7月30日要綱第16号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年10月7日要綱第30号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年12月24日要綱第10号）

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

付 則（令和4年12月19日要綱第47号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年3月27日要綱第22号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年5月22日要綱第36号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（令和7年2月3日要綱第8号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業名	事業内容	対象者	対象住宅
若者新築等住宅取得支援事業	定住のため、本町において住宅を新築もしくは中古住宅を購入した若者または若者世帯に属する者に対して	定住のため、本町において住宅を新築もしくは中古住宅を購入した者で、当該住宅建築もしくは購入に係る契約日において若者または若者世帯に該当するものと	平成23年1月2日から令和11年1月1日までの期間において対象者が取得した新築住宅または中古住宅で、平成24年度から令和11年度まで

	助成金を交付する。	する。ただし、自己の所有する住宅で生活をしているものが建て替えた場合を除くものとする。	の間に新たに固定資産税の課税を受けることとなつたものとする。
若者世帯 多世代同居支援事業	多世代同居による定住をするため、本町において住宅を新築もしくは中古住宅を購入または増築もしくは建替えを行った若者世帯またはその親世帯の者に対して助成金を交付する。	定住のため、本町において多世代同居のために住宅を新築もしくは中古住宅を購入または必要な増築もしくは建替えを行った者で、当該住宅建築もしくは購入に係る契約日または当該工事に係る契約日において若者世帯またはその親に該当するものとし、1年以内に婚姻を予定している若者を含むものとする。	対象者が平成23年1月2日から令和11年1月1日までの期間において増築または建て替えを行った住宅で、平成24年度から令和11年度までの間に新たに固定資産税の課税を受けることとなつたものとする。

別表第2（第10条関係）

助成金交付決定後の年数	返還を求める額
1年以内	交付決定額の100分の100
1年超3年以内	〃 100分の80
3年超5年以内	〃 100分の60

別記様式第1号（第7条関係）

別記様式第1号（第7条関係）

多賀町若者定住支援事業助成金交付申請書（年目）

年 月 日

多賀町長 様

申請者 住 所 多賀町大字
氏 名
生年月日 年 月 日 (歳)
電 話

年度多賀町若者定住支援事業助成金_____円を交付されるよう
多賀町若者定住支援事業助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添え申請
します。

記

事業名	1 若者新築等住宅取得支援事業 2 若者世帯多世代同居支援事業 ※該当事業の番号に○印をつけてください
対象住宅	所在地 多賀町大字 所有者名 (共有者名)
対象住宅を取得した 理由	
工事等契約年月日	年 月 日
居住開始年月日	年 月 日
自治会への加入年 月日	年 月 日
取得、増築等の別	新築 ・ 購入 ・ 増築 ・ 建替え
住宅の床面積 (内居住面積)	(m ²) (m ²)
対象家屋に課税される固定資産 税額 ※100円未満切捨て	00円 (①)
町内業者による工事 (該当・非 該当) ※元請け工事のみ	業者名 所在地 多賀町大字
割増助成 (上記該当の場合 100,000円を記入) ※1年目の 申請時のみ	円 (②)

助成金交付申請額 (①+②)		円	
世帯員 (申請 者を除 く)	氏名		続柄
	氏名		続柄

誓約および同意事項

私は、多賀町若者定住支援事業助成金交付申請にあたり、以下のことを誓約および同意いたします。

1. 私および対象住宅に居住する同一世帯の者が、多賀町に5年以上定住することを誓約いたします。
2. 要綱第10条の規定に該当し、助成金の交付決定の取り消しを受けた場合には、所定の助成金を返還することを誓約いたします。
3. 私および対象住宅に居住する同一世帯の者が多賀町に納付すべき町税および使用料等の納付状況について、多賀町職員が関係公簿等を確認することに同意いたします。
4. そのほかの助成金交付に係る必要事項について、多賀町職員が関係者に回答を求めるに同意いたします。

年 月 日

住 所 多賀町大字

氏 名

※1年目の申請時のみ記入

添付書類

1. 対象住宅の固定資産税課税明細書の写し（申請年度のもの）
2. 自治会加入証明書（別記様式第2号）
3. 対象住宅の新築工事請負契約書の写しまたは住宅売買契約書の写し
4. 配置図および建物平面図（面積、間取り等の分かる書類）
5. その他町長が必要と認める書類

※2年目以後の交付申請時においては、2～4の書類の添付を省略することができる。

様式第2号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

自治会加入証明書

年 月 日

多賀町長 様

区
区長 印

多賀町若者定住支援事業助成金の申請にあたり、下記の者（世帯）について、当自治会に加入していることを証明します。

記

対象者 住 所 多賀町大字

氏 名

様式第3号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

多賀町長 印

多賀町若者定住支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった多賀町若者定住支援事業助成金については、多賀町若者定住支援事業助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

1 助成金の交付決定額は、次のとおりとする。

金 円

2 この助成金の交付の対象となる内容は、申請書記載のとおりとする。

3 助成の交付の決定を受けたものは、多賀町補助金等交付規則および多賀町若者定住支援事業助成金交付に従わなければならない。

様式第4号（第9条関係）

様式第4号（第9条関係）

多賀町若者定住支援事業助成金交付請求書（年目）

金 円

年 月 日付け多 第 号で交付の決定の通知があった多賀町若者定住支援事業助成金を上記のとおり交付されるよう多賀町若者定住支援事業助成金交付要綱第9条の規定により請求します。

年 月 日

多賀町長 様

請求者

住 所 多賀町大字

氏 名 印

電 話

振込口座

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※ 口座名義人は申請者と同一人であること。

様式第5号（第10条関係）

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月
日 日

様

多賀町長 印

多賀町若者定住支援事業助成金交付決定取消通知書および返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を通知した多賀町若者定住支援事業助成金については、多賀町若者定住支援事業助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり交付の決定を取消したので通知する。

また、先に支払った助成金について速やかに返還することを命じる。

1 取消しの理由

2 返還を命ずる金額 金 円

3 返還の期限

4 返還の方法等